

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和8年度鳩山町総合教育会議
開 催 日 時	令和8年7月29日（水） 13時28分～13時45分
開 催 場 所	鳩山町役場 議員控室
出 席 者	小川町長 【教育委員会】 千装教育長 小峰教育長職務代理者 関根委員 伊藤委員 村岡委員 【総務課】 山田課長 野原課長補佐 馬場主任 【教育委員会事務局】 島野局長 松ノ元局長補佐 根岸局長補佐兼指導主事 【傍聴者】 1 名
会 議 内 容	・鳩山町教育大綱について ・「鳩山町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」策定の報告について
会 議 資 料	・会議次第 ・資料1 鳩山町教育大綱について ・資料2 鳩山町教育大綱 ・資料3 鳩山町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
会 議 録 の 作 成 方 針	☐ 録音テープを使用した全文記録
	☐ 録音テープを使用した要点記録
	☒ 要点記録
	記録内容の確認方法
そ の 他 の 必 要 事 項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開 会

2 あいさつ

3 議事

議長（町長）

議事（１）「鳩山町教育大綱について」を議題とします。総務課から説明をお願いいたします。

総務課

資料１をご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法第１条の３第１項では、地方公共団体の長が、国の教育振興基本計画を参酌するとともに、県の教育大綱や県の教育振興基本計画といった地域の実情を踏まえ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされております。現行の鳩山町教育大綱は、内容面で埼玉県教育大綱とほぼ同一のものとなっております。詳細は資料３ページの表１をご参照ください。

また、現行の鳩山町教育大綱は、資料２としてお配りしています。

この大綱を策定または変更しようとする際には、「２．教育大綱の定め方」に記載のとおり、同法第１条の３第２項に基づき、あらかじめ総合教育会議において協議することとされています。

以上を踏まえ、「３．協議目的」のとおり、本町の教育大綱は令和８年度をもって計画期間が満了するため、今後の対応について協議・調整を行いたく、本日の総合教育会議を開催しました。

続いて、「４．総合教育会議」をご覧ください。総合教育会議は、地教行法第１条の４に基づき、地方公共団体の長と教育委員会を構成員として設置される会議であり、大綱の策定に関する協議のほか、教育を行うための諸条件の整備等について協議・調整を行う場とされています。

教育委員会は、政治的中立性・継続性・専門性を確保するため首長から独立した執行機関として設置されている一方、教育行政は子育てや福祉、地域振興、防災など町長部局との連携が不可欠な分野でもあり、両者の考え方を調和させ、十分な意思疎通を図る場として、この会議が位置づけられています。

また、３ページ「５．教育大綱の内容に関する補足」のとおり、教育基本法に定める努力義務に基づき、教育委員会において「鳩山町教育振興基本計画」を策定しておりますが、こちらも国の計画を参酌し、埼玉県の教育振興基本計画に応じて定めることとされているため、現行の町の教育振興基本計画は、内容面で県の計画と一致しております。こちらも表１をあわせてご参照ください。

次に、４ページをお開きください。「６．鳩山町教育振興基本計画」については、県の計画との整合性を維持する観点から、令和８年３月２５日開催の令和７年度第８回鳩山町教育委員会において、県の次期計画の策定にあわせて改定できるよう、計画期間を令和１１年度まで延長することが決定されています。

続いて、「７．教育大綱に関する対応（協議案）」をご覧ください。教育振興基本計画の期間が延長された一方、教育大綱は現行のまま令和８年度までを対象

期間としており、両者の間に期間のずれが生じることとなります。この整合性を確保するため、事務局としては、教育大綱の期間の定めを削除し、以後は「教育振興基本計画」の改定にあわせて必要な見直しを行う運用としてはどうかと考えており、この点について、教育委員の皆様のご意見を伺いたく存じます。

なお、参考までに、埼玉県教育大綱においても期間は設定されておらず、改定の都度、改定年月を明記する運用となっています。

議長（町長）

ただいま「鳩山町教育大綱について」説明がありましたが、委員の皆様からご意見等ありましたらお願いいたします。

小峰職務代理者

昨年度末の鳩山町教育委員会会議で、「埼玉県教育振興計画」との整合性を大事にするため「第２期鳩山町教育振興基本計画」を３年間延長しました。「鳩山町教育大綱」の内容は「第２期鳩山町教育振興計画」の柱部分に当たり、「鳩山町教育大綱」だけを検討するのは難しいと思いますので、「鳩山町教育大綱」についても「第２期鳩山町教育振興計画」と同様に期間延長が必要と考えます。ただし、期間延長の方法については、「埼玉県教育大綱」に期間がないのは、その時の「埼玉県教育振興基本計画」に合わせた教育大綱を作ろうという趣旨だと感じますので、「埼玉県教育大綱」と同様に、「鳩山町教育大綱」についても、期間を削除することにより、期間を延長する対応でよろしいと思います。

議長（町長）

他にご意見はございますか。

ないようですので、（１）「鳩山町教育大綱」にいては、協議案のとおり、期間を削除する見直しを行い、以後、「教育基本計画」の改定に合わせて必要な見直しを行う運用としたいと思います。

議長（町長）

以上で、本日の議事は終了いたしました。ここで議長の座を降ろさせていただき、進行役を事務局にお返しします。ご協力ありがとうございました。

総務課長

続きまして、次第の４その他 ですが、「鳩山町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」策定の報告について、根岸指導主事から報告をお願いいたします。

指導主事

はじめに、本計画策定の背景ですが、現在、我が国の学校現場における教員の長時間労働は極めて深刻であり、教員志望者の減少を含め、学校教育の持続可能性を揺るがす重大な危機に直面しています。

こうした中、学校教育の質の向上に向け、教師として優れた人材の確保、教員の働き方改革や処遇改善を進めるため、「公立の義務教育諸学校の教職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和７年法律第６８号）」が、

令和7年6月18日に公布、令和8年4月1日から施行されました。

この法改正により、全国の教育委員会に対し、教員の業務量管理や健康確保のための具体的な計画を策定し、かつ、それを総合教育会議において首長に報告することが新たに義務付けられました。これを受け、鳩山町教育委員会においても、令和8年3月に計画を策定し、本日の総合教育会議にてご報告させていただいているところです。

法律で「総合教育会議への報告」が義務付けられた背景には、学校の働き方改革が教育委員会単独の取り組みでは限界を迎えているという事実があります。ICT環境の高度化や外部人材の確保、部活動の地域移行といった施策の推進には、予算や条例の権限を持つ首長部局との緊密な連携が不可欠であるため、この会議の場を通じて危機感を共有し、一体となって取り組むことが国から求められているものでございます。

続いて、鳩山町教育委員会において策定した計画では、令和11年度までの4年間の計画の期間として定めています。

また、計画の中では、時間外在校等時間に関する目標とワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を掲げ、1年間における1カ月の平均時間外在校等時間を30時間以内にすることや、年間の有給休暇の取得日数についての数値目標を設定しています。

この目標達成に向け、本計画では主に次の措置を進めてまいります。

第一に、国が掲げる「業務の3分類」に基づく見直しです。校務支援システムの活用による事務負担の軽減、土日の部活動における地域連携・地域展開の研究を進めます。第二に、学校における措置の推進として、過剰な授業時数の見直し、日課表の工夫、会議のペーパーレス化を図るほか、令和8年度中に「定時退勤日を月に2回以上設定」することを目指します。第三に、健康確保として、出退勤時刻の一元管理や、50人未満の学校も含めたストレスチェック実施率100%を目指していきます。

本計画の実行性を確保するため、毎年度、実施状況を町のホームページで公表するとともに、この総合教育会議においても進捗を報告していく予定です。

総務課長

ただいまの報告について、委員の皆様からご質問等ありましたらお願いいたします。

関根委員

資料4ページに記載の「計画の期間」は、3年間となっていますが、8年度から11年度の4年間でよろしいでしょうか。

指導主事

ご指摘のとおり4年間で正しい期間でございます。

総務課長

他にご質問はございますか。

特に無いようですので、次第の4その他を終了とさせていただきます。

4. 閉会